

広島市消費生活センターだより

**「〇〇ペイで返金します」に
注意!返金するフリをして送金
させられる事例が発生しています。**



事例

ネット通販でアクセサリーを購入した。代金を銀行振込で支払った後、販売業者から「商品が欠品になったので、決済アプリを使って返金する」とメールが届き、スマートフォンで返金手続きを誘導されているうちに、「返金」してもらわずがいつの間にか「送金」してしまっていた。

アドバイス

- ネットショッピングの代金を銀行振込しているにもかかわらず、返金は決済アプリで行うのは極めて不自然です。「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑ってください。
- 販売サイト内の連絡手段ではなく、個別のメッセージアプリ等で連絡を取ろうとすることがあります。正規の連絡手段以外で業者と連絡を取らないようにしましょう。
- 相手の指示に従ってスマートフォン等を操作することはせず、最寄りの消費生活センターや警察等に相談してください。

困ったときは、一人で悩まず広島市消費生活センターにご相談ください。

広島市消費生活センター

☎082-225-3300

相談無料
秘密厳守
です



開館時間:10時~19時 休館日:毎週火曜日、12月29日~1月3日

〒730-0011 広島市中区基町6番27号 アクア広島センター街8階

※火曜日は広島県生活センターで相談を受け付けています。

☎082-223-6111(月~金曜日 9時~17時(12月29日~1月3日と祝日は休館))